

北海道大学 Web ホスティングサービス要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、情報環境推進本部（以下「本部」という。）が提供する Web ホスティングサービスの利用等について必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 Web ホスティングサービスは、北海道大学（以下「本学」という。）の部局等において運用しているウェブサーバを本部が用意するクラウドサーバに一元化することにより、サーバ管理に係る部局等の業務負担軽減及び TCO（Total Cost of Ownership）の削減並びに効率的な情報セキュリティ対策を図ることを目的とするものである。

（Web ホスティングサービスの内訳）

第3条 本部が提供する Web ホスティングサービスの内訳は、次の各号のとおりとする。

- (1) 仮想 Web サーバ・ディスクスペースの提供
- (2) Web コンテンツの公開に係る設定
- (3) CMS(WordPress)の提供
- (4) バーチャルホストの設定
- (5) アクセスログの記録
- (6) サーバに使用するソフトウェア及びハードウェアの保守
- (7) SSL サーバ証明書の提供

（利用の資格）

第4条 Web ホスティングサービスは、本学の学内において電子的に情報のサービスを提供する部局等の教職員が利用できる。

（利用の申請及び承認）

第5条 Web ホスティングサービスの利用を希望する者は、Web 集約管理システム（以下「管理システム」という。）により本部長に利用の申請を行い、その承認を受けなければならない。

- 2 本部長は、前項の申請を適当と認めるときは、これを承認し、Web ホスティングサービスの利用に係る ID を発行する。

（運用責任者の責務）

第6条 前条第2項により Web ホスティングサービスの利用を承認された当該サービスを利用する者は、借り受けた仮想 Web サーバの運用責任者（以下「運用責任者」という。）となり、以下各項の責務を負う。

- 2 運用責任者は発行された ID を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 運用責任者は、前条第2項により発行された ID を盗用又は悪用されないよう適正に管理しなければならない。
- 4 運用責任者は、Web ホスティングサービスを利用して行う情報の発信、収集及び交換で問題が生じないように定期的にログを確認するなどして、適正な利用努力を払うものとする。
- 5 運用責任者は、Web ホスティングサービスを利用して行う情報の発信、収集及び交換で問題が生じた場合の解決に当たるとともに、その責任を負うものとする。
- 6 運用責任者は CMS を利用し、Web コンテンツの編集作業を行う者（以下「Web コンテンツ編集者」という。）として運用責任者以外の教職員または契約関係にある業者を指名することができる。

ただし、運用責任者は Web コンテンツ編集者の行為及び Web コンテンツの内容についての責任を有する。

- 7 運用責任者は、Web ホスティングサービスの利用に当たり、北海道大学情報セキュリティ基本規程（平成 28 年 12 月 1 日海大達第 202 号）及び北海道大学情報セキュリティ対策規程（平成 28 年 12 月 1 日海大達第 202 号）及び本部において別に定める電子情報の利用に係る諸規程に定められた事項を遵守しなければならない。

（利用の条件等）

第 7 条 運用責任者が Web ホスティングサービスを利用できる条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) Web コンテンツに係るデータの運用及び保守は、運用責任者の責任において行うこと
 - (2) Web ホスティングサービスに使用するサーバの保守のため、本部長が当該サービスの停止を運用責任者に依頼した場合は、これに応ずること
 - (3) 法令、本学の諸規程及び公序良俗に反する Web コンテンツは掲載しないこと
 - (4) 北海道大学における情報資産の格付け及び取扱制限に関する内規（平成 24 年 4 月 1 日 最高情報セキュリティ責任者裁定）において「機密性 3」として格付けされる情報資産を仮想 Web サーバに置かないこと
- 2 本部の職員による、Web ホスティングサービスに関する事項への対応は、原則として、北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程（平成 16 年 4 月 1 日海大達第 91 号）第 3 条に規定する職員の正規の勤務時間内に行うものとする。
 - 3 利用承認の期間は最大 1 ケ年度とする。
 - 4 Web サービス利用時に必要となるサーバホスト名は、仮想 Web サーバ 1 台につき 1 つとする。ただし、運用責任者の責任においてサブディレクトリを設置することができる。
 - 5 仮想 Web サーバにおいて、動的 Web コンテンツを扱うことは技術的に禁止する。

（利用終了の申請及び承認）

第 8 条 運用責任者が承認された利用期間終了前に Web ホスティングサービスの利用を終了する場合は、運用責任者は、管理システムにより本部長に申請し、その承認を受けるものとする。

（利用期間の更新）

- 第 9 条 運用責任者が利用期間終了後、翌年度も Web ホスティングサービスを引き続き利用を希望する場合は、期間終了日前に管理システムにより本部長に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 更新申請がない場合、利用期間終了日以後 Web コンテンツの公開を停止する。また、利用期限終了日から 1 月以内に更新申請がない場合は Web コンテンツを削除する。

（利用の制限等）

- 第 10 条 本部長は、利用者がこの要項若しくはこの要項に基づく定め違反した場合、又は本部長が特に必要と認める場合は、当該運用責任者の Web ホスティングサービス利用の一定期間制限、停止又は利用承認取消を行うことができる。
- 2 本部長は、前項により Web ホスティングサービスの利用停止及び承認取消を行った場合は、本部運営会議に報告しなければならない。

（経費の負担）

第 11 条 運用責任者は、次の各号に従い該当する月額利用料を納付しなければならない。

- (1) 仮想 Web サーバ 1 台（1 ホスト名 基本ディスクスペース 5GB） 2 千円
 - (2) 追加ディスクスペース 10GB ごとに 2 千円
- 2 利用料の納付は、原則として運営費交付金及び寄附金のみとする。
 - 3 利用料徴収後、利用を終了した場合でも、既に徴収した利用料は返金しない。

- 4 利用期間の始期及び終期はそれぞれ利用申請及び利用終了承認日とする。利用期間は1ヶ月単位とし、1ヶ月未満の利用は1ヶ月に繰り上げるものとする。
- 5 前条第1項の利用制限等が行われた場合は、次の各号により取り扱う。
 - (1) Webホスティングサービスの利用を一定期間制限及び停止された場合、その期間は利用期間に含まれる。
 - (2) 利用承認取消の場合、第4項の利用終了承認日を取消決定日と読み替える。

(稼働時間)

第12条 Webホスティングサービスは、次に掲げる場合を除き、常時使用できるものとする。

- (1) サーバの保守(緊急時を含む。)を行う場合
- (2) 停電等(計画停電含む)に伴いホスティングサーバシステムを停止する場合
- (3) システム障害等が生じた場合

(Webホスティングサービスの管理及び運用)

第13条 Webホスティングサービスの管理及び運用については、本部が責任を負うものとする。

(事務)

第14条 Webホスティングサービスに関する事務は総務企画部情報企画課が処理する。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、Webホスティングサービスの利用に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附則

この要項は、令和元年 月 日から施行する。